

令和 6 年 4 月 1 9 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 8 条  
第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定の解除につ  
いて

近畿経済産業局長から、別紙 2 の事業者及び供給地点群についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第 3 6 条第 1 項第 5 号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略  
20240319近畿第1号  
令和6年4月18日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和6年3月18日付け20240312近畿第12号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、指定解除することに異存はありません。

(別紙2)

指定の解除事業者数：3事業者

指定旧供給地点群数：3地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
大丸エナウイン株式会社 (法人番号：6120001031150)	日夏ビッグ・彦根南ローズタウン
阪神瓦斯産業株式会社 (法人番号：5140001050678)	育ヶ丘団地
三協高圧株式会社 (法人番号：8160001015602)	第5コープ団地